

鶴岡市行財政改革大綱

(素案)

平成23年5月

山形県 鶴岡市

目 次

1	行財政改革の基本的な考え方	
(1)	行財政改革の必要性	1
(2)	基本的な方針	2
(3)	各分野の方向性と重点項目	2
2	重点的な取組み	
(1)	効率的かつしなやかな行政システムの構築	
①	組織・機構の見直し	4
②	定員管理の適正化	5
③	人事管理・給与制度の見直し	5
④	職員の資質向上・意識改革	6
(2)	合併特例期間終了後を見据えた財政の健全化の推進	
①	投資事業の計画的推進及び市債の適正管理	7
②	事務事業全般の見直し	8
③	公共施設の統廃合、民間への譲渡・委託の推進	9
④	補助金の見直し	10
⑤	公営企業の経営改善	10
⑥	自主財源の確保	11
⑦	第三セクターの経営改善	12
3	取組みを推進するための方策	14

1 行財政改革の基本的な考え方

(1) 行財政改革の必要性

本市は、平成 17 年 10 月の合併から 5 年余が経過し、この間、合併協定及び新市建設計画に基づき、新市としてのまちづくり、一体化を図ってきた。また、平成 21 年 1 月に策定され、平成 30 年度までを計画期間とする鶴岡市総合計画では、まちづくりの基本方針である「健康福祉都市の形成」、「学術産業都市の構築」、「森林文化都市の創造」のもとに、合併した市町村がそれぞれ培ってきた歴史、文化、産業などの特性を本市全体の資源として守り生かしながら、市民、地域、行政の協調・協力により総合力を発揮し、持続可能な希望あふれる地域を実現していくこととしている。

一方、本市の状況は、社会面では、少子高齢化の進展による人口減少が従来の予測を超えるペースで進んでおり、また、産業・経済面では、製造業には持ち直しの動きがみられるものの、中小企業の経営や雇用環境は依然として厳しい状況にある。さらに大震災は、国全体の産業・経済・社会生活や国及び地方の財政運営に計りしれない影響を及ぼすことも懸念される。

本市の財政状況については、歳入面では、地方交付税、国庫支出金、市債などに相当依存するなど自主財源に乏しく、歳出面では、社会経済状況を反映した扶助費・繰出金の増加や、公共施設の新設や経年化に伴う維持管理経費の増加などにより、財政構造の一層の硬直化が懸念される状況にある。

総合計画の着実な進展を図り、将来にわたって誇りを持って住み続けたいと思える地域づくりを実現するには、今後を見据えた行財政基盤の確立があつてこそなし得るものである。そのためには、現在受けている約 30 億円の普通交付税の優遇や非常に有利な起債である合併特例債などの特例措置が適用されなくなる平成 27 年度以後においても、財政の健全性を維持することが前提となる。

本市では、これまでも、平成 19 年度に定員適正化計画を策定し、計画期間内に目標以上の職員削減に取り組んできたほか、毎年度の予算編成においても、合併の効果を活かしつつ、経費削減に努めてきたところである。しかしながら、合併特例期間の後半を迎え、合併のメリットを実感し、明るく希

望の持てる合併新市づくりを進めていく今こそ、合併特例期間終了後を見据えた行財政改革に真剣に取り組む必要がある。

このため、民間有識者や市民代表からなる「鶴岡市行財政改革推進委員会」による活発な協議をはじめ、広く市民の意見を受けて、本行財政改革大綱及び実施計画を策定し、本市の行財政改革を推進するものである。

(2) 基本的な方針

これからも誇りを持って住み続けたいと思える地域の実現に向けて、以下の基本的な考え方のもと、各分野の見直しの方向性と重点項目を定め、行財政改革に取り組む。

① 持続可能な鶴岡市を実現できる行財政基盤の確立

これからも住み続けたい、持続可能な希望あふれる地域を実現し、社会経済情勢の変化に伴い求められる行政ニーズにできる限り対応していくため、的確な現状分析に基づく施策の企画、立案、推進ができる行政機能の拡充とこれらを裏付ける財政基盤を確立させ、真に自立した自治体を目指す。

② 市民とのパートナーシップによるまちづくりの推進

これからのまちづくりは、行政だけでなく市民・地域が果たす役割の重要性がますます高まっていることを受けて、市民・地域がより市政に参加し、共同して事業を進める仕組みづくりに取り組む。また、市民・地域が、これからも地域コミュニティ、文化、産業の振興などに、明るく意欲的に取り組める環境づくりを進める。

(3) 各分野の方向性と重点項目

① 効率的かつしなやかな行政システムの構築

ア) 組織・機構の見直し

イ) 定員管理の適正化

- ウ) 人事管理・給与制度の見直し
- エ) 職員の資質向上・意識改革

② 合併特例期間終了後を見据えた財政の健全化の推進

- ア) 投資事業の計画的推進及び市債の適正管理
- イ) 事務事業全般の見直し
- ウ) 公共施設の統廃合、民間への譲渡・委託の推進
- エ) 補助金の見直し
- オ) 公営企業の経営改善
- カ) 自主財源の確保
- キ) 第三セクターの経営改善

[参考] 今後検討する重点項目

- 市民・地域・行政の総合力が発揮できるシステムの構築
- 地域の活性化、コミュニティ機能の強化に向けた地域庁舎機能の見直し

2 重点的な取組み

(1) 効率的かつしなやかな行政システムの構築

これからの組織機構には、社会経済状況の急激な変化に的確かつ迅速に対応できること、総合計画に基づき新市づくりの施策を着実に推進できること、そして、わかりやすくかつ簡素で効率的であることが求められている。

また、職員に求められる能力としては、地域の実情を理解し、必要な取組みに挑戦できること、全庁的な視野を持ち、業務の遂行、部下の育成等の管理能力を有すること、市民、地域から信頼され、市民との共同事業等を実践できることなどが挙げられる。

については、今後、以下の重点的な項目について見直しを進め、これからの社会に対応した行政システムを構築する。

① 組織・機構の見直し

○ 着実な政策推進に向けた組織づくり

コミュニティの維持・再生、安全・安心・快適な市民生活の実現、少子高齢化への適切な対応、全市的な道路・施設などのインフラ整備・景観形成、少子化に対応したより良い教育環境の構築、地域文化の振興、効率的な業務執行体制の構築及び地域庁舎の活性化、効率化に向けた関係部課の再編統合や事務移管等を積極的に進める。また、予算・人材・施設・情報等の経営資源を効果的に活用するための見直しに努める。

○ 市民の利便性向上の視点に立った組織の見直し

子育て、高齢者の支援に関する健康、医療、介護、福祉等の事業を一元化し、市民の利便性を向上する。また、地域庁舎を有するメリットを活かした効率的で利便性のある市民サービスを提供するとともに、市民・地域のニーズを的確に捉えることができる体制を構築する。

○ 本所・庁舎間、部局間の機能分担の見直し

効果的で効率的な行政運営の観点から、本所の部課及び本所と地域庁舎との役割・機能の見直しや相互の連携強化を進めるとともに、地域の実情、業務内容と見合う合理的な組織に再編する。

② 定員管理の適正化

○ 新たな定員適正化計画の策定

公共施設の廃統合や施設管理への指定管理者制度の導入、民間の持つノウハウを活用できる事務事業の民間委託の推進などとの整合性を図りながら、平成 23 年度から 27 年度を対象期間とし、28 年度当初までの年度別数値目標を設定した新たな定員適正化計画を策定する。

○ 事務事業・定型的業務の見直しによる効率化の推進

定型的業務の見直し、情報通信技術の更なる活用による事務の省力化を進め、効率的な職員配置を行う。

○ 臨時職員等の適正配置

臨時職員等についても、民間委託の推進、業務の見直しなどを行うことにより、順次縮減を図り、真に必要とされる部署への適正な配置に努める。

③ 人事管理・給与制度の見直し

○ 人事評価制度の拡充

職員の能力開発とモチベーションの向上を図るため、能力評価と実績評価をあわせて行う人事評価制度の導入を検討し、職員の能力・勤務実績に応じた昇任、登用等に反映する。

○ 職員の適性・キャリア等を活かした効果的な職員配置の促進

職員研修、能力開発等を通じて人材育成を図りながら、その職員の適性・専門的な知識経験・意欲等に基づく適材適所の職員配置を行う。また、本庁舎・地域庁舎間の人事異動を進め、職員間の交流を図るとともに、全市的な視野で職員の能力開発を推進する。

○ 任期付職員など多様な任用形態の活用

新規採用者の受験資格年齢を引き上げ、幅広い年齢層から優秀な人材を確保するとともに、一定期間に限って専門的な知識経験が必要とされる業務等については、有為な民間の人材を職員として任用する任期付職員、知識経験を有する再任用職員の活用など、業務遂行に効果的な任用を進める。

○ 県内民間企業の状況を適切に反映した給与水準の適正化

職員給与については、定員の適正化によりその総額を抑制するとともに、その水準について、公務員給与の決定原則を遵守し、県内の民間企業従業員の給与等を考慮したものとするため、県人事委員会による勧告等を参考に、その見直しを進める。

○ 職責、勤務実績がより反映される給与制度への見直し

職務の困難性、責任等に見合った職位・職制の明確化を図り、勤務実績など適正な人事評価に基づく職員給与とするため、級別職務分類表を見直し、いわゆる「わたり」を解消するなど、責任の度合いに応じた給与制度の見直しを進める。

○ 時間外勤務の縮減

時間外勤務については、効率的な業務執行による経費の削減、職員の心身の健康保持、更に仕事と生活の調和の観点からその縮減を図る。このため、縮減意識の向上、業務の再点検と簡素化、緊急・臨時的業務での応援体制の確保のほか、定時退庁日の徹底、退庁時刻以降の会議自粛、時差出勤などを実施する。

④ 職員の資質向上・意識改革

○ 職員の資質向上及び人材育成の推進

日常業務の中で職員の総合的なスキルアップを図るため、管理監督者等による職場研修を推進するとともに、政策立案や事業推進の基礎となる情報収集能力、政策形成能力、マネジメント能力等の向上のための専門研修を拡充する。また、資質向上・能力開発の取組みの方向性を明確にし、有為な人材を育成するための指針を策定するなど、恒常的に職員を育成する環境づくりを進める。

○ 職員の意識改革

笑顔での来客対応、丁寧かつ的確な電話対応など、職員としての基本的な行動や姿勢の徹底を図るとともに、地域の一員としての自覚を持ち、市民とともに行動できる職員の育成のため、地域活動やボランティア活動への積極

的な参加を促す。

○ 国・県、民間事業所、教育研究機関等との人事交流の促進

職員の資質向上・意識向上を図るため、国・県、民間事業所、教育研究機関等との人事交流を積極的に進める。

(2) 合併特例期間終了後を見据えた財政の健全化の推進

合併特例期間終了後においても希望のもてるまちづくりを進めていくためには、市総合計画が目指す都市像・まちづくりの基本方針やこれからのまちづくりの核となる「鶴岡ルネサンス宣言」を踏まえ、戦略的事業を重点的に展開していく必要がある。

一方で、本市の財政状況は、歳入面では、市税等の自主財源に乏しく、地方交付税や市債などに相当依存し、歳出面では、扶助費などの義務的経費の割合が高い状態にあり、今後も財政構造の硬直化が懸念される状況にある。

このため、投資事業の計画的推進、事務事業の見直し、公共施設の統廃合、民間への譲渡・委託の推進、自主財源の確保、公営企業・第三セクターの経営改善などにおいて、思い切った見直しを進める。

また、今後の事業推進の財源確保を見据え、将来負担を軽減するための市債の繰上償還等や財政調整基金の拡充に努めるとともに、地域の実情、課題等を把握し、事業・施策を着実に推進していく上で阻害要因となる制度上の課題については、地域の実態を示し、必要な制度改正を国県へ積極的に要望する。

① 投資事業の計画的推進及び市債の適正管理

投資事業は、市民生活を支える基盤や将来世代にわたり利用される公共施設等を整備するものであり、その主たる財源となる起債は、世代間の負担の公平性を確保するうえでも、合理的かつ欠くことのできないものである。

本市の投資事業は、財政措置の面で極めて有利な合併特例債の活用を中心として推進することとなるが、必要性、熟度、効果等からの優先度、維持管理経費、後年度の財政負担などを精査し、市総合計画及びその実施計画に基づき推進する。

一方、国と地方における投資経費の抑制傾向及び起債への財政措置の縮減傾向などを踏まえれば、有利な起債の活用が見込まれない合併特例期間終了後において、必要な投資事業を進めていくためには、ある程度の一般財源の投入を想定せざるを得ないことから、将来負担軽減の取組みにより市債残高及び公債費の適切な水準管理に努めるとともに、財政調整基金の拡充を図る。

② 事務事業全般の見直し

○ 施策評価に基づく見直しの実施

各事業のスクラップアンドビルドを図るため、原則 3 年の事業期間を設定し、終期には、財政状況、事業の優先度などを勘案し、ゼロベースから事業の見直しを行う。

また、決算時に附属資料として議会に提出している「主要な施策の成果」の充実を図るとともに、この成果の取りまとめや予算編成作業を通して、社会情勢や市民ニーズの変化に伴う事業の必要性、人件費を含むコストと事業効果の関係、事業の効率性などを検証し、積極的にその見直しを進める。

○ シーリングと重点要求枠の設置

行財政改革推進期間中は、社会保障関係経費等を除いた経常的経費についてシーリング（要求上限枠）を設定し、市全体の歳出抑制に取り組む。

なお、シーリングの実施にあたっては、事業ごとに一律削減する手法ではなく、各課等による自主的な施策の見直しによることとし、また、地域や産業の活性化、少子高齢化への適切な対応などについては、重点要求枠を設定する。

○ 民間のノウハウと活力導入による効率的な事務事業の執行

民間の改善事例を踏まえ、事務の作業手順や処理方法を見直すことにより、効率的な事務事業執行、事務経費や労力の削減を図る。

また、地域経済の活性化や行政コストの低減を図るため、保育や調理業務などのほか、公用車運転や施設の維持管理など内部業務も含め、民間の持つ技術、サービスを活用できる分野については、行政の責任・公平性などを考慮しつつ、その委託を推進する。

③ 公共施設の統廃合、民間への譲渡・委託の推進

○ 公共施設としてのあり方の見直し

公共施設の中には、設置当時と現在の社会状況が大きく変化しているものや、合併に伴って類似する施設が重複しているものがある。このため、設置目的、市民のニーズ、利用状況、収支状況などを調査し、再度、公共施設としての必要性、機能や用途のあり方、運営手法などについて見直しを行う。

○ 公共施設の統廃合と機能の見直し

所期の目的を達成したもの、利用者数の減少が続き、当初の見込みを大きく下回るもの、市全体のニーズと比べ、施設が多く存在するものなどについて、その廃止や統合、又は機能や用途の見直しを進める。

また、合併に伴い重複する施設については、その統合を進め、施設の維持管理経費の削減を図る。

○ 公共施設の利用者への譲渡・貸付

指定管理されている施設、集落の集会施設など主たる利用者が特定される施設、産直など民間と競合する施設などについては、可能な限り、施設の譲渡や貸付により、利用者による運営に移行する。

○ 民間活用による効率的な施設の管理運営

効率的な施設の管理運営を行うため、指定管理者制度を活用し、民間による運営を進めるとともに、市が直接管理する施設についても、可能な範囲で業務の委託を進める。

○ 公共施設や庁舎の維持管理経費の軽減

公共施設や庁舎等については、新築・改築による新たな設備等の導入、経年化による効率の低下、補修の必要性の増加などにより維持管理経費が増加する傾向にあるが、適切な点検、メンテナンスにより、その施設の長寿命化、効率性の維持を図る。また、地球温暖化対策の観点からも、光熱水費の節減、維持管理手法の見直しを進め、その軽減に取り組む。

また、公用車についても、本所・庁舎体制を考慮しつつ、効率的な運用策やリース制度導入を検討し、特殊車輛を除きその保有台数の縮減に努める。

④ 補助金の見直し

○ サンセット方式の導入

補助期間の終期をあらかじめ定めておくサンセット方式を導入し、補助団体の活動・決算状況及び補助による効果を検証し、期間終了時にその見直しを図る。

○ 補助や支援の重点化

補助団体の自立的な活動を促すとともに、新たな組織・事業については、その立上がり期間に重点的に支援する。

また、市の政策推進、地域活性化のため、民間活力の育成と活用及び過疎、中山間、海岸地域等の条件不利地の振興に対して十分配慮する。

○ 類似補助金の統合

市及び交付先である団体の事務の簡素化を図る観点から、類似の補助金等については、簡素で効率的な補助制度を目指し統合を図る。特に、自治組織等に対する補助金等については、より地域の課題に即応できるよう、総合交付金化を図る。

⑤ 公営企業の経営改善

○ 病院事業の経営健全化

地域の基幹病院として、高度・多様化する市民の医療ニーズに応え、安全・安心で良質な医療を提供するため、診療体制の充実と、より効率的な経営を行い、安定した経営基盤を確立する。

このため、医療の根幹をなす医師・看護師等の医療従事者の確保に努め、支出において大きなウエイトを占める薬剤・診療材料費や施設管理費等の削減を図り、効率的な運営に努めるとともに、診療報酬の改定に伴う新たな施設基準の取得などにより収入の確保を図る。また、周産期医療体制の強化、がん診療機能の充実と緩和ケア普及活動の拡充、地域医療連携の推進にも取り組む。

更に、平成 21 年に策定した中長期運営計画の点検・評価を行い、数値目標及び実施計画の達成に向けて継続して経営改善に取り組む。

○ 水道事業の経営健全化

水道は日々の生活や産業活動に欠かすことのできないライフラインであり、安全・安心な水の安定供給は水道事業の使命である。

現在、給水人口の減少や節水意識の高まりなどにより、水需要は減少傾向にあり、収益の増加は期待できない状況にある。一方、今後、水道施設の多くが老朽化することから、水道施設の更新・再構築が水道事業運営の重要課題となる。

このように水道事業を取り巻く環境は年々厳しくなることから、利用者のニーズに応える事業運営を目指し、現行の経営効率化計画の見直しを行い、経営の効率性を高め、経営健全化を推進する。

⑥ 自主財源の確保

○ 市税等の収納率の向上

市税は、市の貴重な自主財源であり、税負担の公平性及び納税者の利便性向上の観点から、市税の収納率向上に努める。

このため、口座振替やコンビニエンスストアでの納税など様々な納税機会を提供し、納税者の利便性を高めることにより現年収納を確保し、滞納額発生を縮減する。また、滞納が生じた場合には、初期段階での解決を図ることを重点とし、納税者の状況を的確に把握し、生活実態あるいは企業活動の状況を考慮しながら、きめ細かな指導と対応に努める。一方で、納税に無関心・不誠実な滞納者に対しては、インターネット活用を含めた差押財産の公売など、厳正な滞納処分の執行に毅然とした態度で臨み、納税者間で不公平感が生じないよう適切に対応する。

○ 遊休資産の活用

公共用地として所有する遊休地については、現況把握や将来的な見通しなどを考慮した活用計画を策定し、公共的団体や地縁団体等への譲渡、公募等による売却、民間貸付等の促進による維持管理経費の軽減などを進める。

○ 受益者負担の見直し

利用者から使用料・手数料を徴する行政サービスについては、サービス提供のコスト、住民に求める負担割合、近隣自治体の料金水準、少子高齢化等社会状況の変化といった要因を考慮し、定期的に該当事業等の収支状況の検証を行い、受益者負担の適正化及び公平の確保の観点から、利用施設等の維持管理費等に基づいた料金体系の検討及び長期に据え置かれている使用料等の見直し、受益者の負担割合の明確化と減免措置に係る対象範囲及び水準の見直しなどを行う。

○ 公共物等への広告掲載

自治体の新たな財源の確保の手段として、事務経費の節減を図りつつ、地域経済の活性化及び民間事業者等との共同による地域づくりの推進を目的に、広報紙、市ホームページ等への広告の掲載、スポーツ施設への広告物の設置等に係る検討など、市の広報媒体や公共施設などを活用した広告掲載の導入を図る。

⑦ 第三セクターの経営改善

○ 経営改善の取り組み

日帰り温泉施設、スキー場施設等の管理運営を行う第三セクターにおいては、景気低迷、人口減少と少子高齢化、顧客ニーズの変化、集客施設間の競争の激化などによる売上の減少や、施設・設備の老朽化などの課題がみられるため、「毎月もう1回」利用運動の推進、共通入浴券の発行、各地域観光協会等と連携した営業活動、市内スキー場の共同ポスターの作成など、これまで以上に地域に対して積極的な利用拡大を働きかける。更に、利用又は収益の実態に応じた営業時間、不採算部門等の見直し、調達先の見直し等による仕入れ経費の圧縮など、徹底した管理運営コストの削減を行い、経営改善に向けた取り組みを推し進める。

併せて、財政健全化法の全面施行に伴い、第三セクターの存廃を含む抜本的な改革が求められていることから、市としては、事業の必要性、ニーズ、採算性、経営改善策の効果等を総合的に検証し、第三セクターの事業継続の是非を判断する。

また、社団・財団法人である第三セクターについては、公益法人制度改革に伴い、平成**25**年**11**月までに申請を行い、公益社団・財団法人の認可を得なければ税の優遇措置等が受けられなくなることから、経営改善等の適切な対応を進め、公益法人化を図る。

3 取組みを推進するための方策

(1) 推進期間

平成 23 年度から 27 年度までの 5 カ年とする。

(2) 推進方法

本行財政改革大綱に基づき、具体的な取組み項目の方向性と実施時期を別に実施計画としてまとめる。

(3) 推進体制

市長を本部長とし、各部長等を本部員とする鶴岡市行財政改革推進本部を中心に、全庁的な体制により見直しに取り組む。

(4) 進行管理

鶴岡市行財政改革推進本部において、実施にあたっての調整を図るとともに進行状況を管理し、その状況を鶴岡市行財政改革推進委員会に報告し、意見・助言を得ながら、必要に応じ実施計画の見直しを図る。

(5) 情報の公開

行財政改革大綱及び実施計画、進行状況等については、ホームページへの掲載などにより公表し、市民の理解と協力を得ながら見直しを進める。

鶴岡市行財政改革大綱 に基づく実施計画 (素案)

平成23年5月

山形県鶴岡市

目 次

1	はじめに	-----	1
2	行財政改革の具体的な取組み		
	(1) 効率的かつしなやかな行政システムの構築		
	① 組織・機構の見直し	-----	2
	② 定員管理の適正化	-----	4
	(2) 合併特例期間終了後を見据えた財政の健全化		
	① 事務事業全般の見直し	-----	6
	② 公共施設の統廃合、民間への譲渡・委託の推進	-----	8
	③ 補助金の見直し	-----	11
	④ 財政調整基金の拡充	-----	12

1 はじめに

本実施計画は、行財政改革の基本的な考え方や重点的な取組みを示した「鶴岡市行財政改革大綱」に基づいて策定したものであり、具体的な取組み項目についてその方向性と実施時期を定め、計画的に改革を推進するものである。

なお、その推進にあたっては、市民、地域などの関係者に十分説明するとともに、国・県等関係機関とも調整を図って進める。

○ 実施計画の推進期間

平成 **23** 年度から平成 **27** 年度までの5年間とする。

○ 実施計画の進行管理

この実施計画に掲げる取組み項目の進行管理は、鶴岡市行財政改革推進本部において行うこととする。

また、進行状況については、鶴岡市行財政改革推進委員会に報告し、意見・助言を得ながら、必要に応じ計画の見直しを図る。

2 行財政改革の具体的な取組み

(1) 効率的かつしなやかな行政システムの構築

① 組織・機構の見直し

これからの組織機構には、社会状況等の変化に的確かつ迅速に対応できること、新市づくりの施策を着実に推進できること、わかりやすくかつ簡素で効率的であることが求められており、以下の方向性に基づき、下表の見直しに取り組む。

〔組織の見直しの方向性〕

(ア) コミュニティの維持・再生に向けて

- a コミュニティの活性化に向けての体制の整備
- b 住民自治活動の支援に関する事業の一元化
- c 生涯学習事業の市長部局への移管
- d 市職員による地域支援体制の構築

(イ) 安全・安心・快適な市民生活に向けて

- a 市民生活の安全性、利便性及び快適性に関する事業の一元化
- b 高齢化の進展、交通網の整備等に対応した消防体制の整備

(ウ) 少子高齢化への適切な対応に向けて

- a 高齢者に係る介護サービス、医療、福祉等に関する事業の一元化
- b 地域保健医療の連携推進に向けての体制の整備

(エ) 全市的なインフラ・景観形成に向けて

- a 道路（国県道・都市計画道・市道）の一元的整備・維持
- b 施設の適切な点検・メンテナンスに関する体制の整備

(オ) 少子化に対応したより良い教育環境の構築、地域文化の振興に向けて

- a 学校の適正配置の推進に向けての体制の整備
- b 社会教育施設の機能の明確化と集約化
- c 地域文化の継承・振興・活用に関する体制の整備

(カ) 効率的な業務執行体制の構築に向けて

- a 情報の収集・発信機能及び交流連携機能の強化
- b 地域庁舎の経常的事務事業の集約又はブロック化
- c 施設の適切な点検・メンテナンスに関する体制の整備（再掲）

(キ) 地域庁舎の活性化、効率化に向けて

- a 地域活性化に向けた体制の整備
- b 住民の安全・安心、かつ、心豊かな暮らしに向けた体制の整備
- c 産業振興に向けた体制の整備
- d 経常的事務事業の集約又はブロック化（再掲）

実施時期	関係部	具体的取組項目
23 年度	総務部	東京事務所を企画部から移管
		本所庁舎管理業務を総務課から契約管財課に移管
		地域庁舎の課税部門の一部を課税課に集約
	健康福祉部	介護サービス課を長寿介護課に再編
	教育委員会	学区再編対策室の新設
		地域庁舎教育課学校教育班を管理課、学校教育課に集約
	地域庁舎	朝日庁舎農林課、商工観光課の統合
消防	中央分署の設置、西分署大山分遣所の廃止	
24 年度	総務部	地域庁舎の納税部門を納税課に集約し、3庁舎（藤島・羽黒、櫛引・朝日、温海）に配置
	市民部	コミュニティを所管する市民生活課、危機管理課を、コミュニティ推進課（仮称）、防災安全課（仮称）に整理再編
	健康福祉部	国保年金課を市民部から移管
		28 年度当初までに地域庁舎保健師を健康課に集約し、地域庁舎担当として配置
	環境部	リサイクル推進課、施設課の統合
	建設部	地域庁舎建設部門を建設部に集約し、3庁舎（藤島・羽黒、櫛引・朝日、温海）に配置
		都市計画課と土木課の再編
	教育委員会	社会教育課を文化振興課（仮称）として再編
		地域庁舎教育課を廃止（地域庁舎総務課及び本所関係課に業務を移管）
	地域庁舎	課及び課内班の再編
庁舎教育課の一部業務を庁舎総務課に移管（再掲）		
消防	地域庁舎の消防団事務を移管	
25 年度	総務部	調整課を廃止し、職員課に行革の進行管理業務を移管
	市民部・環境部	市民部と環境部との再編
	水道部・建設部	下水道課・浄化センターを水道部に統合

② 定員管理の適正化

(ア) 組織機構の再編

事務事業の統合により効率性が図られるもの、全体のバランスを見て調整すべきものは組織見直しの対象とし、積極的な再編を押し進めつつ定員の適正化を図る。

また、本所に総合調整機能を集約する一方で、各庁舎においては、市民生活へのきめ細やかな対応を考慮しつつ、コミュニティの活性化を押し進める部門、産業を維持発展させるための部門に職員を重点配置する。

(イ) 事務事業の見直し及び民間委託等の推進

社会状況の変化に即応しつつ事務事業のスクラップアンドビルドを徹底し、事務量の変化に適切かつ弾力的に対応する。また、業務の効率性や行政としての関与のあり方を検討しながら、事務の移管や廃止など事務事業の見直しを積極的に押し進める。

加えて、民間に十分な技術と経験のある業務や施設管理については、民間事業者等への委託・指定管理を積極的に推進し、職員配置の見直しを図る。

(ウ) 計画期間及び目標値

定員適正化については、平成**28**年度当初までの**5**年間を計画期間とし、この間に表**1**のとおり、普通会計において**180**人(**13.4%**)、特別会計及び水道会計において**11**人(**7.6%**)を減ずることを目標とする。なお、現時点における退職及び採用計画は表**2**、類似団体との比較は表**3**のとおりである。

(エ) 進行管理

新たな行政運営上の課題や需要に柔軟に対応するとともに、行財政改革大綱に沿った改革を進めつつ円滑な行政運営が図られるよう、計画的な採用・退職の管理、効率的な職員配置に努めるが、現在、国において検討されている年金受給開始年令の引き上げを見越した定年延長制度についても、その動向を注視し、必要に応じて本計画の見直しを行う。

また、計画を適正に推進していくためにも、毎年度、計画の進捗状況を公表し、市民の理解と協力を得ることとする。

表1 職員配置計画

(各年度4月1日)

部門	年度	職員数(人)						増減 (22-28)	
		22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度		28年度
普通会計		1,342	1,305	1,278	1,244	1,209	1,194	1,162	▲180
	対前年比		▲37	▲27	▲34	▲35	▲15	▲32	(▲13.4%)
公営企業等会計		145	145	143	142	136	134	134	▲11
	対前年比		0	▲2	▲1	▲6	▲2	0	(▲7.6%)
合計		1,487	1,450	1,421	1,386	1,345	1,328	1,296	▲191
	対前年比		▲37	▲29	▲35	▲41	▲17	▲32	(▲12.8%)

(※病院を除く)

表2 退職及び採用計画

区分	年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
退職		56	45	54	72	50	54	
採用			19	16	19	31	33	22
削減数			▲37	▲29	▲35	▲41	▲17	▲32
削減累計			▲37	▲66	▲101	▲142	▲159	▲191

(※ 採用は各年度の採用見込人数、退職は各年度の退職見込人数。病院を除く。)

表3 類似団体との比較(部門別)

部門	鶴岡市			類似団体				
	H22 (A)	H28 (B)	増減 (B)-(A)	H22 (C)	H22比 (A)-(C)	H28比 (B)-(C)		
普通会計	福祉関係を除く一般行政	議会	8	8	0	9	▲1	▲1
		総務	234	213	▲21	203	31	10
		税務	93	84	▲9	66	27	18
		労働	2	2	0	2	0	0
		農林水産	106	95	▲11	59	47	36
		商工	39	35	▲4	26	13	9
		土木	99	96	▲3	104	▲5	▲8
		小計	581	533	▲48	469	112	64
	福祉関係	民生	183	139	▲44	187	▲4	▲48
		衛生	111	84	▲27	97	14	▲13
		小計	294	223	▲71	284	10	▲61
	一般行政部門計		875	756	▲119	753	122	3
	教育		265	202	▲63	194	71	8
	消防		202	204	2	182	20	22
普通会計計		1,342	1,162	▲180	1,129	213	33	

<本市の類似団体>人口10~15万人・産業構造Ⅱ次・Ⅲ次95%未満かつⅢ次55%以上の団体。酒田市、花巻市、会津若松市、新発田市、小樽市、藤枝市、三田市等43団体(22年度)。

(2) 合併特例期間終了後を見据えた財政の健全化

① 事務事業全般の見直し

事務事業全般の整理合理化にあたっては、社会経済情勢や市民のニーズの変化に伴う事業の必要性、コストと効果の関係、効率性等を検証し、見直しを行うとともに、民間の持つ技術・サービス等を活用できる分野での委託についても取り組む。

(ア) 廃止

実施時期	見直し対象事務事業	所管部署
24年度～	市立幼稚園管理運営事業(西郷、広瀬、泉、大東、こだま)	教育委員会
25年度	羽前大山駅乗車券発売及び土地建物管理業務	企画部
27年度	加茂財産区管理事業	総務部
	交通災害共済事業	市民部

(イ) 縮小

24年度	高齢者長寿祝賀事業(喜寿祝い記念品の見直し等)	健康福祉部
24年度～	市有自動車管理事業(特殊車両を除く公用車を約2割削減)	総務部
25年度	広報広聴事業(広報紙の発行回数見直し)	

(ウ) 統合

24年度	羽黒地域小・中学校給食調理業務	教育委員会
25年度	放牧場運営対策事業	農林水産部

(エ) 民間活用

23年度	藤島児童館管理運営事業	健康福祉部
23年度～	公用車運転業務	総務部
	放課後児童対策事業	健康福祉部
	燃やすごみ焼却処理事業	環境部
	給食センター管理運営事業(藤島・櫛引・朝日・温海)	教育委員会
24年度	櫛引西部児童館及び南部児童館・児童体育館管理運営事業	健康福祉部
	中央児童遊園管理運営事業	
	循環システム構築事業	藤島庁舎
	史跡旧致道館管理運営事業	教育委員会

実施時期	見直し対象事務事業	所管部署
24年度	東田川文化記念館運営事業	教育委員会
	大鳥自然の家事業	
24年度～	地域包括支援センター管理運営事業	健康福祉部
	体育施設維持管理事業(市民プール・小真木原公園・藤島体育館・羽黒体育館・櫛引スポーツセンター・朝日スポーツセンター)	教育委員会
25年度	高齢者活動センター管理運営事業	櫛引庁舎
25年度～	市立保育園管理運営事業(南部・西部・こりす・本郷・朝日・大泉・大綱)	健康福祉部
26年度	浄化センター及び中継ポンプ場等維持管理業務	建設部
	大宝館管理運営事業	教育委員会

(オ)その他

24年度	非常備消防維持管理事業(消防団事務の一元化等)	消防本部
	優良種導入支援事業(支援制度のあり方の検討)	農林水産部
25年度	交通輸送対策事業(地域連携によるデマンド・ボランティア交通導入の検討)	企画部
	農産物認定認証事業(認定認証制度のあり方の検討)	藤島庁舎
26年度	地域コミュニティ支援事業(連携協力体制の強化及び支援施策の拡充)	市民部
27年度	ごみ減量・リサイクル推進事業(ごみ減量化推進とごみ有料化制度導入の検討)	環境部
	ケーブルテレビジョン(利用料金制の導入)	櫛引庁舎
	直営診療所運営事業(運営形態・手法の見直し)	健康福祉部
	市立西郷幼稚園管理運営事業(幼保一体化に向けた取組み)	教育委員会

※()は、当該事業のうち見直し対象及び内容を示す

② 公共施設の統廃合、民間への譲渡・委託の推進

公共施設については、その設置目的、市民ニーズ、利用・収支状況、合併による類似施設の重複などを考慮した見直しを行うとともに、可能な施設については、指定管理者制度の活用や施設の譲渡・貸付により、利用者や民間による運営について取り組む。

(ア) 廃止

実施時期	見直し対象施設	所管部署
23 年度	児童プール	健康福祉部
	遊漁センター(うちフィッシングセンター施設) (H23 年度由良コミセンに用途変更)	農林水産部
	鶴岡地域職業訓練センター	商工観光部
	森林公園(池の平公園)	朝日庁舎
	海浜児童文化センター	教育委員会
	楠公館	
24 年度	羽黒西部児童館	健康福祉部
	遊漁センター(うちつりさん橋)	農林水産部
	森敦文庫	教育委員会
25 年度	コンポストセンター	建設部
	スキー場(八森山スキー場、あつみ温泉一本木スキー場)	教育委員会
26 年度	出羽庄内国際村(うちアマゾン民族館)	企画部
	月山あさひ博物村(うちアマゾン自然館)	朝日庁舎
27 年度	市営住宅(青柳住宅・黒瀬住宅)	建設部

(イ) 統合

24 年度	大山コミュニティセンター・ 大山老人福祉センター	市民部 健康福祉部
	朝日中央公民館・ 朝日老人福祉センター	教育委員会 健康福祉部
	文化会館・青年センター	教育委員会
	中央公民館・視聴覚センター・女性センター	
	25 年度	本郷保育園・朝日保育園・大泉保育園・大網保育園

(ウ)民間譲渡・貸付

実施時期	見直し対象施設	所管部署
23 年度	老人ワークルーム	健康福祉部
	田麦俣中台駐車場	朝日庁舎
	農業体験農園等(田麦俣)	
	農作業準備休憩施設(上野山)	
24 年度	市営住宅に併設する共同施設(紅葉岡住宅集会所)	建設部
	月山高原ハーモニーパーク(うちレストラン機能)	羽黒庁舎
	月山高原活性化センター	
	ふるさとむら宝谷	櫛引庁舎
	ほのかたらのきだい(うち宿泊機能)	
	農業体験農園等(大平)	朝日庁舎
	農作業準備休憩施設(大平)	
25 年度	高品質堆肥製造施設・羽黒堆肥製造供給施設	羽黒庁舎
	産直めぐり	櫛引庁舎
	あつみしやりん	温海庁舎
	温海温泉活性化施設(通称:チット・モッシェ)	
26 年度	藤島エコ有機センター	藤島庁舎
	月山あさひ博物村(うち大梵字、山ぶどう研究所、トンネルピット)	朝日庁舎
	雪室施設	
	小国交流促進センター	温海庁舎
26 年度～	自治組織集会施設等	農林水産部
	地域材利用交流センター(大淀川・桂荒俣)	
	林業集落集会施設(熊出・下田沢・下本郷・中野新田・峠ノ山・鍋倉・戸沢)	
	活性化センター(上村・田麦俣・北野)	
	地区構造改善センター(丸岡・越沢・山五十川・木野俣・温海川・小国・小名部・安土)	
	関川しな織の里ぬくもり館	
	温海漁村センター	
	大鳥防雪センター	建設部

実施時期	見直し対象施設	所管部署
26年度～	自治組織集会施設等(続き) 熊出公民館 鼠ヶ関青少年海洋センター	教育委員会
27年度	遊漁センター(うち海洋つり堀施設)	農林水産部
	鶴岡市コミュニティプラザ	商工観光部
28年度	産直あさひ・グー	朝日庁舎
	関川しな織センター	温海庁舎
	山五十川古典芸能収蔵館	教育委員会

(エ)機能・運営手法見直し

23年度	日帰り温泉施設(ぼっぼの湯、やまぶし温泉ゆぽか、くしびき温泉ゆ～Town、かたくり温泉ぼんぼ)	商工観光部 健康福祉部
	創造の森	羽黒庁舎
	宝田体育館	教育委員会
24年度	森林公園(生き生きべんとう村、かじかの里)	櫛引庁舎
	藤島農村環境改善センター	教育委員会
26年度	月山あさひ博物村(うち文化創造館)	朝日庁舎
27年度	スキー場(羽黒山スキー場・たらのきだいスキー場)	商工観光部
	藤島ふれあいセンター	藤島庁舎
	藤島エコタウンセンター	
	地区公民館 (藤島(藤島・東栄・八栄島・長沼・渡前)・羽黒(羽黒・手向・泉・広瀬・4小)・櫛引公民館・朝日(中央・東部・南部)・温海(温海・第1～4地区公民館))	教育委員会

(オ)用途変更

23年度	朝日名川・熊出・田麦俣運動広場・荒沢ゲートボール場・戸沢川多目的運動広場	教育委員会
	朝日大泉住民プール	
24年度	朝日産業振興センター	朝日庁舎
27年度	羽黒保健センター	羽黒庁舎

※()は、当該施設のうち見直し対象を示す

③ 補助金の見直し

補助金の整理合理化については、補助による効果を検証して見直しを行うとともに、補助団体の自立的な活動の促進、簡素で効率的な補助制度づくりに取り組む。

(ア)廃止

実施時期	見直し対象補助金	所管部署
23 年度	納税意識啓発事業補助金	総務部
	福祉割引料金補助金	健康福祉部
	介護予防拠点施設活動助成金	
	あつみ福祉会運営費補助金	
	森の産直カー自立支援事業補助金	農林水産部
	地場産大豆消費拡大事業補助金	
	水産物のブランド化推進事業補助金	
	観光資源活用事業補助金	商工観光部
24 年度	朝市開催事業補助金	農林水産部
	私立幼稚園すくすく子育て支援事業補助金	教育委員会
25 年度	廃プラスチック適正処理助成補助金	農林水産部
27 年度	在宅支援センター運営協力負担金	健康福祉部

(イ)縮小

23 年度	社会福祉協議会運営費補助金	健康福祉部
-------	---------------	-------

(ウ)統合

23 年度	おらが自慢づくりモデル組織等支援交付金	企画部
	生活安全推進モデル事業補助金	市民部
	藤島消費生活団体活動補助金	
	羽黒山門前大市補助金	商工観光部
	天神祭ポスター製作事業補助金	
	私立幼稚園振興費補助金	教育委員会
	朝日地域世代間交流事業補助金	

実施時期	見直し対象補助金	所管部署
26年度	自治会・自主防災組織に対する運営・事業補助金	市民部 健康福祉部 教育委員会
	各地域の観光協会に対する補助金	商工観光部
27年度	各ふるさと会への補助金	総務部

④ 財政調整基金の拡充

合併特例期間の終了後においては、合併特例債の発行が出来ず、また、交付税の優遇措置が段階的に縮小されるなど、財源確保が一層難しくなるが、こうした中、市民生活に必要な社会基盤整備を着実に進めるためには、一定の財源をあらかじめ確保することも大きな課題となる。このため、年度間の財源調整や投資事業の財源確保の役割を担う財政調整基金の充実を図る。

なお、本市の財政調整基金は、平成22年度末で約25億2千万円となっているが、今後、各会計年度における決算状況等を踏まえながら、合併特例期間が満了となる平成27年度末までに、約15億円の積立てを目標とし、平成27年度末の同基金の残高を40億円（標準財政規模の約10%規模）と設定する。

(参考) 百万円

年度 区分	H21年度末	H22年度末 (見込)	H27年度末 (目標)
基金残高	1,924	2,528	4,000
※標準財政規模	38,200	39,400	40,000

鶴岡市行財政改革大綱(素案)に基づく財政試算

平成23年 5月

鶴岡市総務部財政課、調整課

はじめに

平成23年度の地方財政は、企業収益の回復等により、地方税収入や地方交付税の原資となる国税収入の増加を見込む一方で、社会保障関係経費の自然増や公債費が高い水準で推移することなどにより、地方財政計画における歳出の見直しに努めてもなお、依然として大幅な財源不足が生じる中、その対策が講じられました。

こうした中、本市においては、依然として経済・雇用情勢は厳しい状況にあり、又、本格的な人口減少社会の到来や地方分権の進展など、地域社会や経済をめぐる激しい情勢変化にしっかりと対応し、合併新市づくりの完成に向けた事業の本格化が求められる極めて重要な時期にあります。平成23年度の予算は、現下の厳しい経済・雇用情勢への適切な対応を図りつつ、総合計画及び「鶴岡ルネサンス宣言」による地域振興施策を着実に推進すること、又、合併特例期間終了後の市政運営を見据えた財政構造の健全化に適切に対応すること、などの方針の下に合併新市づくりの完成に向け、力強い発進となるよう編成しました。

平成23年度一般会計当初予算では、扶助費をはじめとした社会保障関係経費が大幅に増加しましたが、これまでの定員適正化や将来負担軽減の取組みによる人件費や公債費の縮減などもあり、財源不足が発生することなく、昨年度に引き続き基金の取り崩しによる財源補てんを回避することができました。

今後を展望すると、依然として厳しい経済雇用情勢に加え、少子高齢化の進展に伴う社会保障関係経費の増嵩、施設の新設・経年化に伴うランニングコストの増加などによる財政構造の硬直化の進行も懸念されます。加えて、今般の未曾有の大震災による計りしれない影響を考慮すると、市税や地方財政措置などの見通しは極めて不透明であり、なお厳しい状況が引き続く想定されます。

本資料は、行財政改革大綱(素案)に基づき、特例措置期間終了までの財政収支を試算したものです。

————— 試算の内容 —————

その1. 財政試算の前提条件

その2. 歳入の見通しと主な項目の推移

その3. 歳出の見通しと主な項目の推移

その4. 単年度収支の推移

その5. 市債、基金残高の推移

その6. 行革に伴う主な経費の推移と効果額

その1

財政試算の前提条件

- 試算する会計・・普通会計を対象としました。
- 試算の期間・・平成22年度から平成33年度までの12年間としました。
- 試算の前提・・平成23年度当初予算時点の地方財政制度等を前提に推計したものに行財政改革の効果推計額を反映させたものです。また、各年度毎の収支状況を把握するため、前年度からの剰余金の歳入は見込んでおりません。なお、後述の内容は、今後の社会経済情勢の変化や地方財政制度の動向により大きく変動するものです。

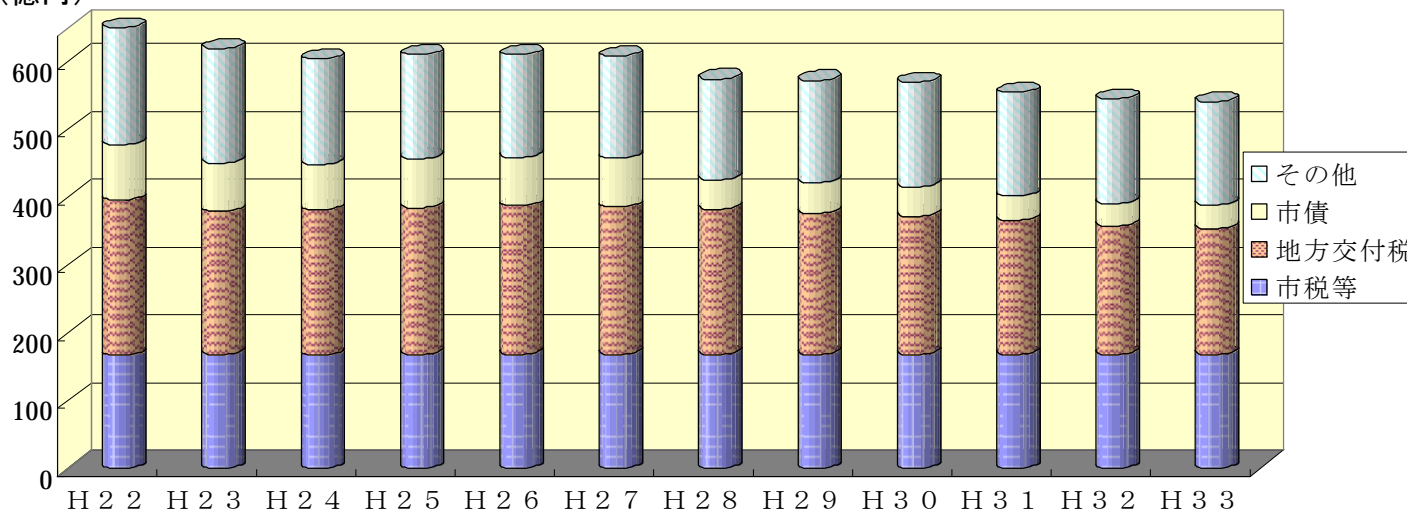
歳入	試算の考え方
市税 譲与税 県税交付金	財務省「平成23年度予算の後年度歳出・歳入への影響試算（H23.1）」における名目経済成長率等を参考に、本市の税收伸び率実績を勘案して試算しました。
地方交付税	平成23年度は予算計上額を見込み、以降は以下内容で試算しました。 ・普通交付税は、基準財政需要額について、公債費等を個別に試算した上で、その他の経費については、地方財政計画の伸び率や国勢調査による人口減少などを見込みました。基準財政収入額は、一般財源収入に連動して増減するものとししました。また、合併算定替の段階的減額を反映しました。 ・特別交付税は、普通交付税の伸び率と連動するものとししました。
市債	・臨時財政対策債は、平成23年度は予算計上額を見込み、以降は普通交付税と連動するものとししました。また、合併算定替の段階的減額を反映しました。 ・その他の市債は、歳出に連動するものとして試算しました。
その他	国県支出金等の特定財源は、歳出に連動するものとして試算しました。
歳出	試算の考え方
義務的経費	・人件費は、実施計画による定員適正化計画に基づく減額を反映しました。 ・扶助費は、各種福祉関係経費の増加率を基に、対象人口の推移により補正して見込んだ他、保育業務の民間委託化による増加所要額を試算しました。 ・公債費は、投資計画による歳出に連動するものとして試算しました。
投資的経費	合併特例期間は、新市建設計画・市総合計画3ヶ年実施計画に基づき試算し、H28年度以降は、段階的に縮減するものとして試算しました。
一般行政費等	・繰出金は、社会保障関係経費について保険医療の増加率により所要額を見込みました。また、下水道事業などについては、事業費、公債費の動向により試算しました。 ・物件費は、新施設や業務委託化による増加所要額を試算した他は、経済対策経費など一時的な増減分を補正しました。 ・維持補修費は、市道や施設の増加所要額が一定程度逦増するものとして見込みました。

その2

歳入の見通しと主な項目の推移(1/5)

(1) 歳入の見通し、全体

歳入（億円）



	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33
市税等	167	168	167	167	168	168	168	168	168	168	168	168
地方交付税	229	211	215	217	219	218	215	209	205	199	190	186
市債	81	71	67	72	71	72	43	46	42	35	34	35
その他	182	169	156	154	152	151	149	150	155	153	154	153
歳入計	660	619	604	611	610	608	574	572	570	555	545	541

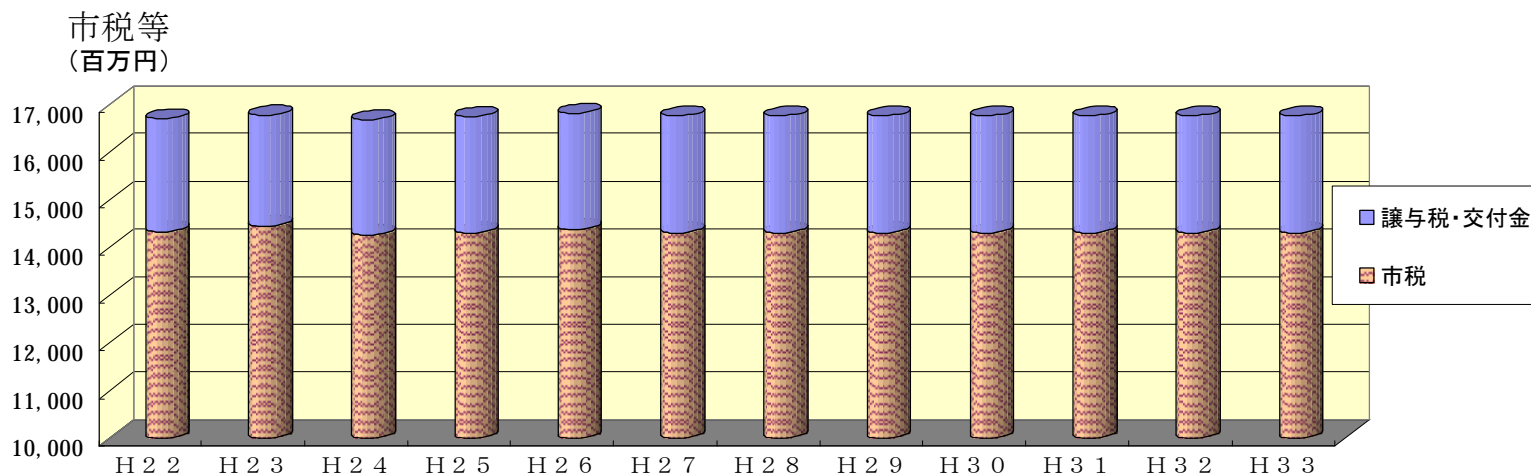
(合併特例措置)

普通交付税の加算措置は、平成27年度までであり、その後5年間段階的に減額され平成32年度で終了する。
また、合併特例債の発行は、平成27年度までであり、平成28年度から平成33年度までの間、地方交付税の縮減と市債の減額により、歳入は逡減する。

その2

歳入の見通しと主な項目の推移(2/5)

(2) 歳入の主な項目、市税等



市税	14,338	14,446	14,255	14,314	14,374	14,309	14,309	14,309	14,309	14,309	14,309	14,309
個人市民税	4,500	4,465	4,459	4,453	4,446	4,462	4,462	4,462	4,462	4,462	4,462	4,462
法人市民税	869	890	896	903	908	914	914	914	914	914	914	914
固定資産税	6,955	7,032	6,870	6,922	6,976	6,903	6,903	6,903	6,903	6,903	6,903	6,903
その他	2,014	2,059	2,031	2,037	2,044	2,030	2,030	2,030	2,030	2,030	2,030	2,030
譲与税・交付金	2,356	2,329	2,416	2,426	2,436	2,450	2,450	2,450	2,450	2,450	2,450	2,450
市税等 計(百万円)	16,693	16,775	16,671	16,740	16,810	16,758	16,758	16,758	16,758	16,758	16,758	16,758

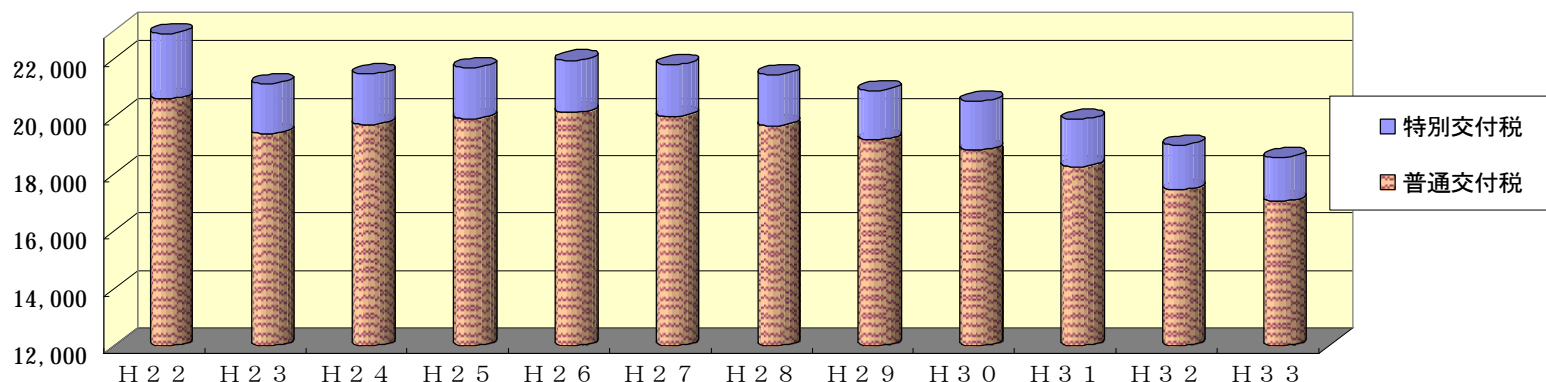
市税等では、普通交付税の収入に算入される一般財源項目である。
 財務省の名目経済成長率及び生産年齢人口推計を参酌し試算したもので、税目毎に増減推移はあるものの、総額では同額程度が見込まれる。
 また、名目経済成長率によるためH27までの中期試算とし、以降は同額としている。
 市税(その他)は、軽自動車税、たばこ税及び目的税(入湯税、都市計画税)の見込みであり、
 譲与税・交付金は、地方譲与税、県税交付金、地方特例交付金及び交通安全対策交付金の見込みである。

その2

歳入の見通しと主な項目の推移(3/5)

(3) 歳入の主な項目、地方交付税

地方交付税
(百万円)



普通交付税 (1)	20,611	19,394	19,707	19,904	20,130	19,990	19,683	19,181	18,825	18,251	17,431	17,032
普通交付税(一本算定)	17,274	16,137	16,422	16,618	16,814	16,721	16,750	16,895	17,175	17,254	17,098	17,032
算定替え終了影響額							▲ 327	▲ 981	▲ 1,634	▲ 2,288	▲ 2,942	▲ 3,269
公債費算入分	2,875	2,892	3,548	3,908	4,311	4,463	4,777	5,065	5,407	5,609	5,558	5,606
特別交付税 (2)	2,274	1,750	1,778	1,796	1,816	1,803	1,776	1,730	1,697	1,646	1,572	1,536
地方交付税 計(1+2)(百万円)	22,885	21,144	21,485	21,699	21,945	21,793	21,459	20,910	20,522	19,897	19,003	18,567

普通交付税の算入見込みについて

・投資事業における合併特例債の活用により、その償還額に合わせた「公債費算入額」の増加が、需要額を押し上げる要因となる。
 ・一方で、その他行政経費等算入分において、合併算定替えの段階的縮減により、交付税総額は最大30億円強の逡減が見込まれる。

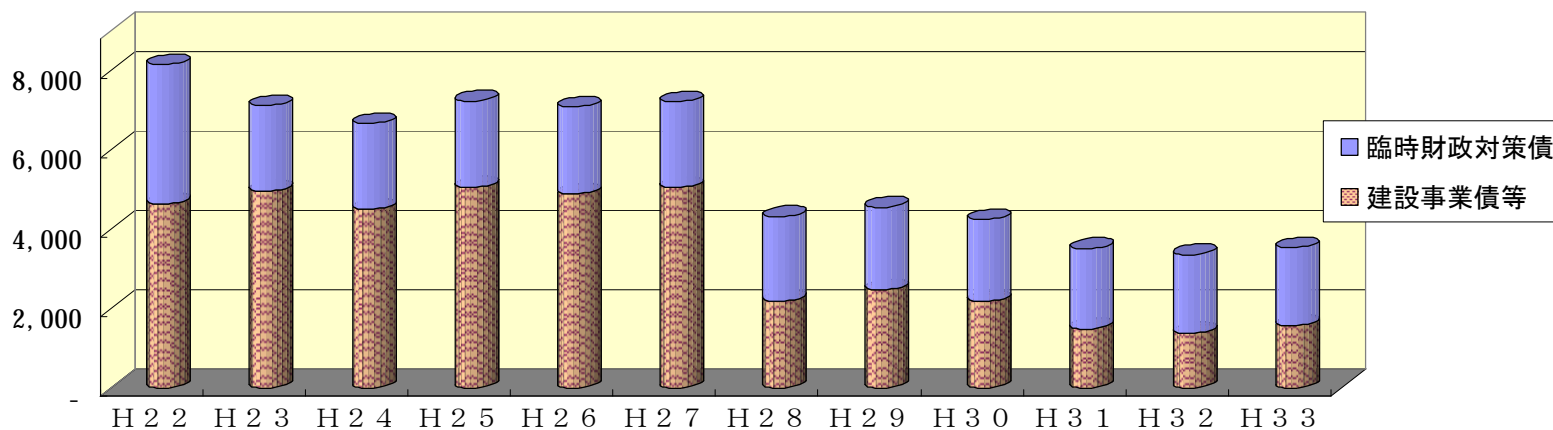
(算定替えと一本算定との差額を段階的に縮減:H28-▲10%、H29-▲30%、H30-▲50%、H31-▲70%、H32-▲90%、H33-▲100%)

その2

歳入の見通しと主な項目の推移(4/5)

(4) 歳入の主な項目、市債

市債(百万円)



建設事業債等	4,641	4,967	4,510	5,064	4,894	5,058	2,190	2,456	2,179	1,483	1,383	1,574
合併特例債	4,291	4,306	3,927	4,539	4,362	4,422						
臨時財政対策債	3,502	2,137	2,158	2,167	2,177	2,153	2,132	2,096	2,070	2,031	1,974	1,946
市債計(百万円)	8,143	7,103	6,668	7,231	7,071	7,212	4,322	4,552	4,249	3,514	3,357	3,521

合併特例期間においては、建設計画、総合計画に基づき財政措置の面で有利な合併特例債(充当率**95%**、交付税措置**70%**)の活用を主に投資事業を実施する。

これによって合併特例債の発行累計額は、**399.9億円**(上限**498.8億円**)を見込む。

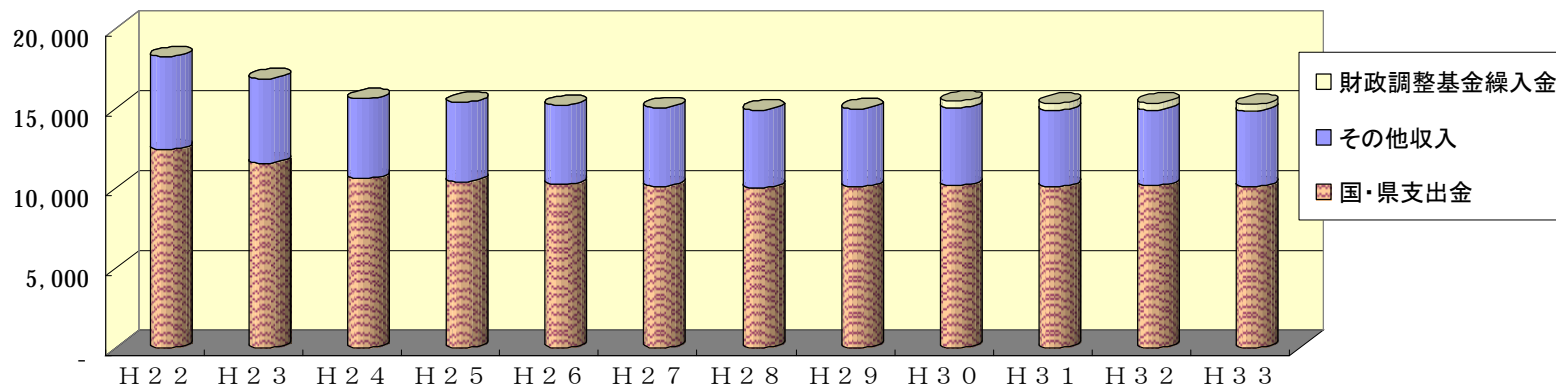
また、特例期間終了後の投資事業における起債財源は、学校教育施設等整備事業債(充当率**90%**、交付税措置**50%**)及び一般単独事業債(充当率**75%**、交付税措置無し)など、財政措置の面でかなり劣ることから事業量を相当程度制限する必要がある。

その2

歳入の見通しと主な項目の推移(5/5)

(5) 歳入の主な項目、その他の収入(国県支出金、諸収入等)

歳入(その他)
(百万円)



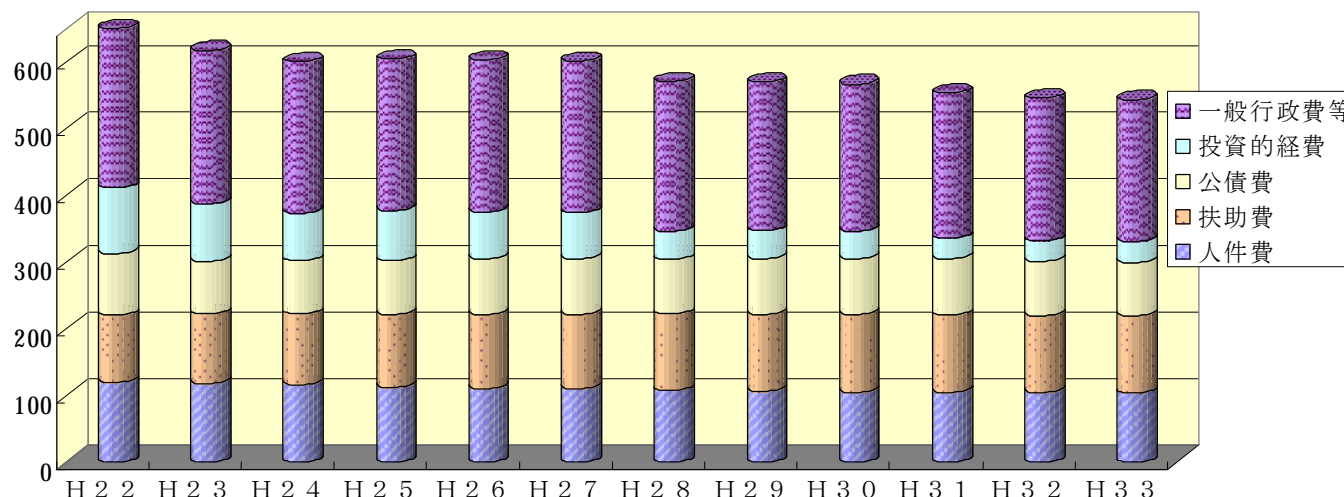
	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33
国・県支出金	12,414	11,567	10,601	10,421	10,227	10,118	10,021	10,072	10,142	10,100	10,139	10,086
扶助費分	6,320	6,518	6,629	6,686	6,746	6,810	6,912	6,937	6,932	6,929	6,928	6,931
普通建設事業分	3,805	2,684	1,365	1,136	885	745	889	947	651	612	653	506
財政調整基金等繰入金									500	500	500	500
その他収入	5,830	5,304	4,995	4,963	4,965	4,949	4,881	4,926	4,824	4,724	4,714	4,674
分担金、使用料等	1,983	1,996	2,004	2,014	2,039	2,047	2,090	2,090	2,090	2,090	2,090	2,090
諸収入	2,398	2,438	2,403	2,368	2,338	2,338	2,238	2,238	2,138	2,038	1,988	1,988
歳入(その他) 計(百万円)	18,244	16,871	15,596	15,384	15,193	15,067	14,902	14,999	15,466	15,324	15,353	15,260

国県支出金は、社会保障関係経費の増加見込みと連動して、扶助費に係るものは増額を見込む。一方で、普通建設事業分では、特例期間終了後の事業量減少に合わせて逡減する見込み。
 財政調整基金及び公共施設整備基金について、特例期間終了後の投資事業量の激変緩和措置として繰入を見込む。
 また、その他収入の内、分担金・使用料は、保育委託の需要増加見込みに連動した保育料の増を見込む他、諸収入では、制度融資等貸付金の見込みと連動した元利収入を見込んだ。

その3

歳出の見通しと主な項目の推移(1/5)

(1) 歳出の見通し、全体 歳出(億円)



	H 2 2	H 2 3	H 2 4	H 2 5	H 2 6	H 2 7	H 2 8	H 2 9	H 3 0	H 3 1	H 3 2	H 3 3
人件費	119	118	116	113	110	110	107	106	105	104	104	103
扶助費	101	104	107	108	110	112	115	116	116	116	116	116
公債費	92	79	80	81	84	83	82	84	85	85	81	81
義務的経費計	313	301	302	302	305	305	304	305	306	305	301	300
投資的経費	98	86	71	74	70	69	41	42	40	31	31	30
物件費	81	79	76	76	77	77	78	77	78	78	78	78
補助費等	44	42	42	41	40	40	39	39	39	38	38	37
繰出金	78	73	73	73	73	73	73	73	72	72	71	71
財政調整基金積立	6	3	3	3	3	2						
政策・地域振興経費			3	3	3	3	3	3	3			
その他の経費	38	33	31	31	31	32	31	30	30	31	27	27
一般行政経費等計	247	230	227	228	228	227	224	222	221	218	214	213
歳出計	658	618	601	605	603	601	570	569	567	554	546	544

義務的経費は、人件費で定員適正化計画の反映により、逡減を見込み、公債費で一定水準での推移が見込まれるが、扶助費は逡増を見込む。投資的経費は、特例期間内は同程度の事業量を見込む。

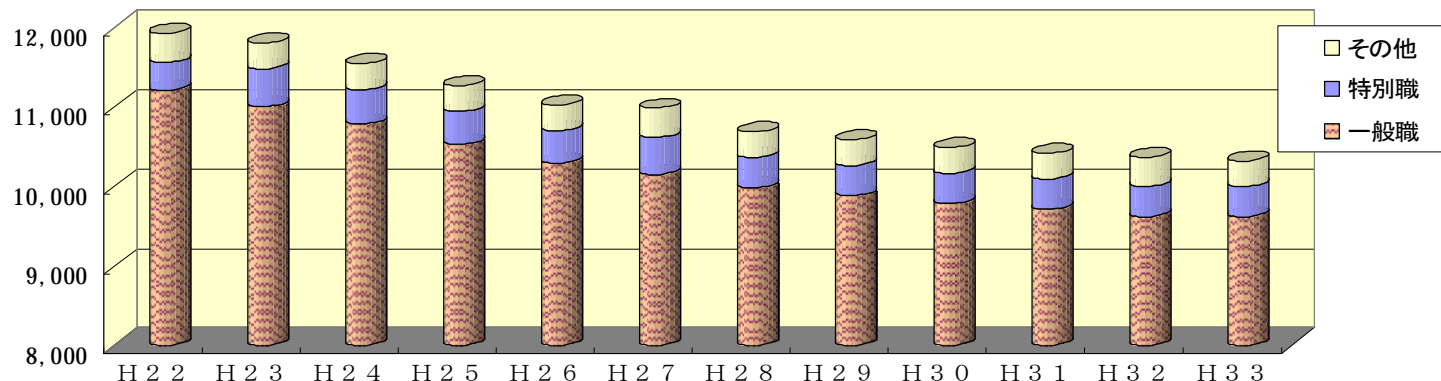
また、一般行政経費では、物件費で民間委託計画等による増額を反映している他、特例期間内での財源積立、又、財政収支状況により戦略的事业などに係る政策的経費の拡充枠を見込んだ。

その3

歳出の見通しと主な項目の推移(2/5)

(2) 歳出の主な項目、人件費

人件費 (百万円)



	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33
一般職分	11,218	11,009	10,789	10,537	10,296	10,154	9,988	9,887	9,787	9,714	9,621	9,621
職員給	8,037	7,854	7,719	7,502	7,297	7,207	7,079	7,006	6,935	6,892	6,826	6,826
共済組合負担金	1,888	1,846	1,820	1,785	1,749	1,740	1,707	1,690	1,673	1,656	1,641	1,641
退職手当組合負担金	1,293	1,308	1,250	1,250	1,250	1,207	1,202	1,190	1,178	1,166	1,155	1,155
特別職分	348	480	436	410	409	468	382	382	382	382	382	382
議員報酬等	286	419	374	348	347	407	320	320	320	320	320	320
他、特別職	62	62	62	62	62	62	62	62	62	62	62	62
その他人件費(委員報酬等)	367	325	325	325	325	367	325	325	325	325	367	325
人件費計(百万円)	11,933	11,814	11,550	11,272	11,030	10,990	10,696	10,594	10,494	10,422	10,370	10,329

一般職分は、平成28年度当初までの定員適正化計画を反映させるとともに、28年度以降については、概ね1%程度の逡減と仮定した。

特別職分は、現員数による報酬、共済費額を見込んだ。

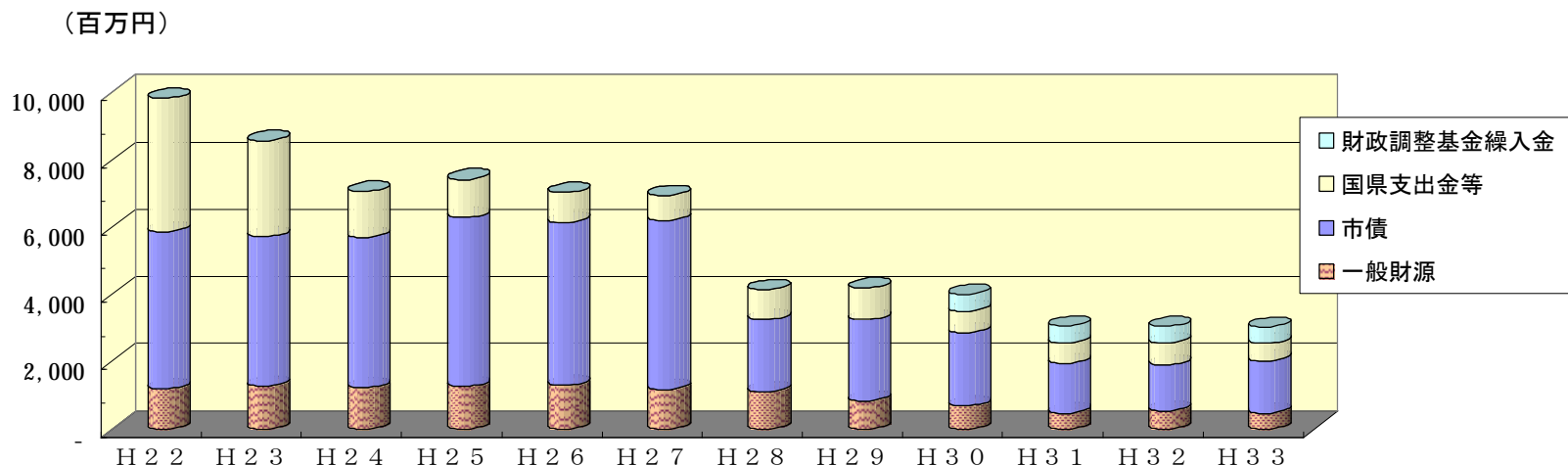
なお、その他人件費の主なものとしては、消防団員報酬84百万円(3,473人)、学校・園医報酬47百万円(119人)、自治組織区長報酬38百万円(191人)、農業委員報酬23百万円(45人)などである。

その3

歳出の見通しと主な項目の推移(3/5)

(3) 歳出の主な項目、普通建設事業費

普通建設事業費に係る財源構成の推移



普通建設事業費の財源構成	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33
一般財源 ※	1,194	1,282	1,233	1,268	1,289	1,180	1,101	835	695	476	528	467
市債	4,681	4,433	4,473	5,028	4,857	5,022	2,153	2,419	2,169	1,473	1,373	1,564
国県支出金	3,805	2,684	1,365	1,136	885	745	889	947	651	612	653	506
財政調整基金等繰入金									500	500	500	500
その他	158	181	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
普通建設事業 計(百万円)	9,838	8,580	7,071	7,433	7,032	6,948	4,144	4,202	4,015	3,061	3,054	3,038

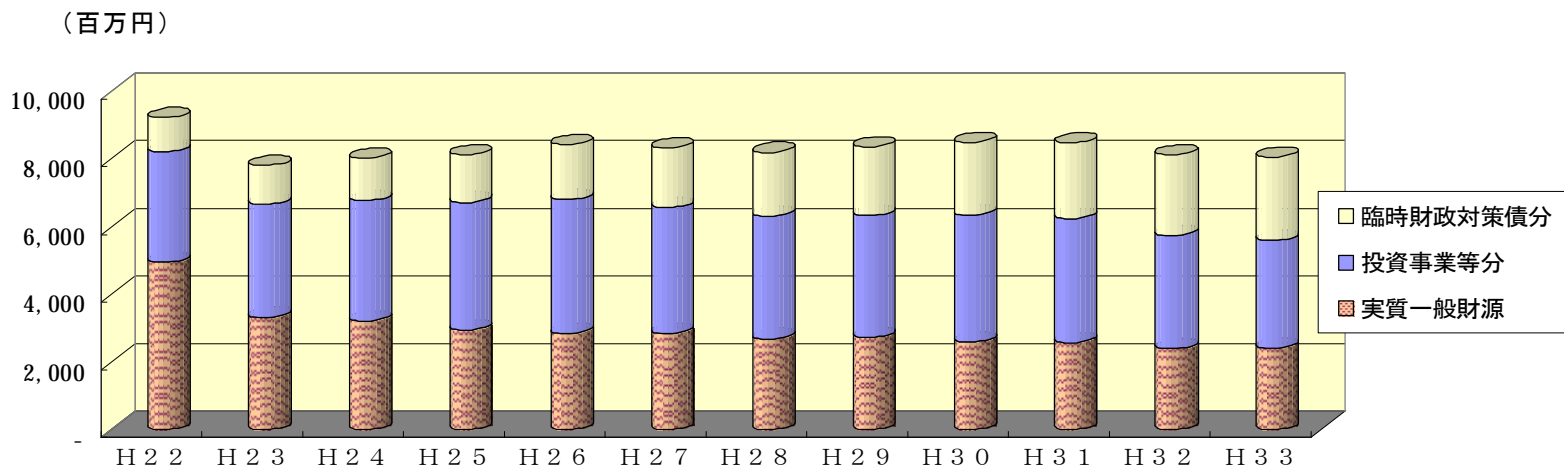
普通建設事業は、公債費の推移などを考慮し、特例債期間においては70億円程度、その後H30年度までは40億円程度、その後は30億円程度を見込む。
 なお、特例期間終了後の一定の事業量確保のため、特例期間において積み増しする財政調整基金等からの繰入れを見込む。

その3

歳出の見通しと主な項目の推移(4/5)

(4) 歳出の主な項目、公債費

公債費に係る財源構成の推移



公債費の財源構成	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33
臨時財政対策債算入分	1,017	1,148	1,254	1,407	1,617	1,755	1,895	2,034	2,154	2,245	2,382	2,468
投資事業等算入分	3,257	3,338	3,554	3,774	3,967	3,719	3,620	3,605	3,751	3,672	3,344	3,178
実質的な一般財源 ※	4,944	3,317	3,211	2,942	2,832	2,844	2,680	2,717	2,586	2,564	2,387	2,406
公債費計 ※ (百万円)	9,218	7,876	8,020	8,123	8,415	8,319	8,195	8,357	8,491	8,481	8,113	8,052

公債費は、当面一定の水準を維持する見込みであるが、臨時財政対策債の累増及び合併特例債の交付税算入額の増加等により、実質的な一般財源の漸減を見込む。

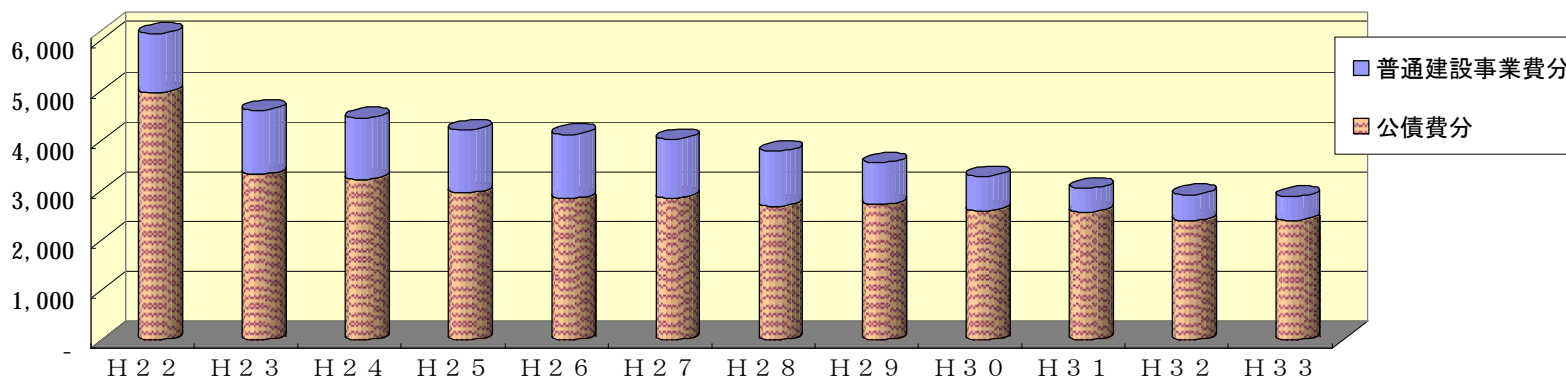
なお、**H22**は将来負担軽減のための市債繰上償還額 8億円強により、増額となっている。

(5) 投資事業に係る一般財源

投資事業の計画的推進とともに、合併特例債を活用することにより、後年度の償還に対する交付税措置額が伸張し、実質的な一般財源の逡減が図れる。公債費に係る一般財源と普通建設事業に係る一般財源を合わせた、投資事業に係る実質的な一般財源負担額について、逡減する見込みと試算される。

投資事業に係る 実質的な一般財源の推移

(百万円)



公債費分	4,944	3,317	3,211	2,942	2,832	2,844	2,680	2,717	2,586	2,564	2,387	2,406
普通建設事業費分	1,194	1,282	1,233	1,268	1,289	1,180	1,101	835	695	476	528	467
一般財源計 ※(百万円)	6,138	4,599	4,444	4,210	4,121	4,024	3,781	3,552	3,282	3,040	2,915	2,873

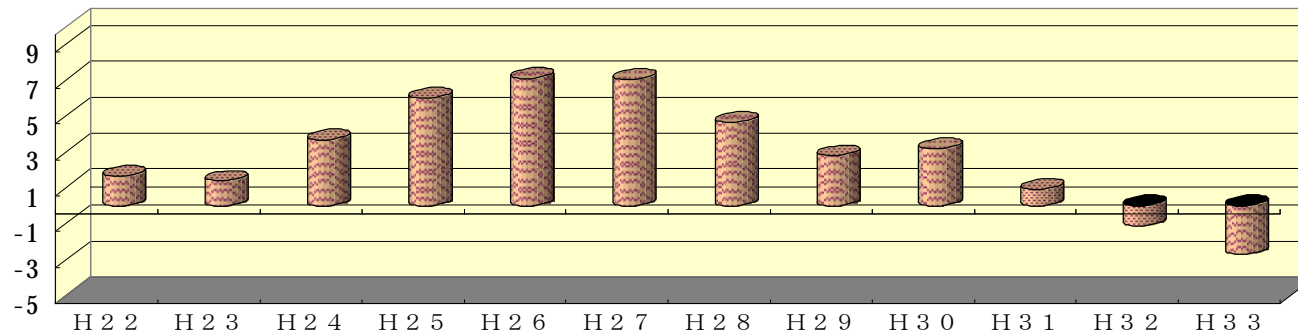
投資事業に係る一般財源は、特例期間内においては一定の水準で推移し、特例措置が段階的に縮減するH28以降では逡減する見込みとなる。
 なお、H22の公債費においては、将来負担軽減のための市債繰上償還額 8億円強により、増額となっている。

その4

単年度収支の推移

(1) 単年度収支の推移

収支（億円）



単年度収支（億円）	2	1	4	6	7	7	5	3	3	1	▲1	▲3
-----------	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	----	----

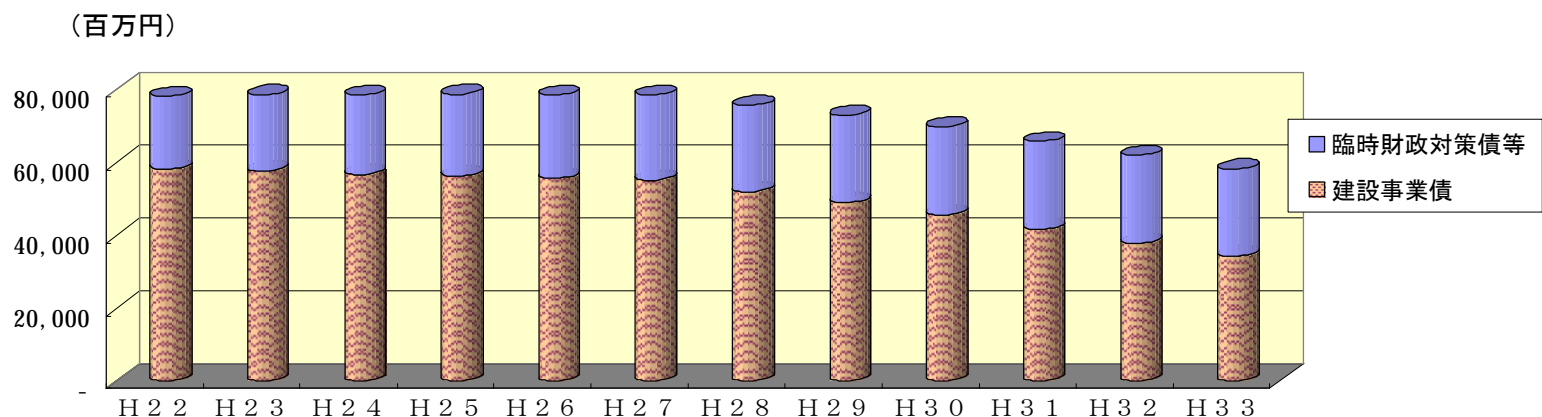
一定の条件の下での財政収支の想定であるが、実施計画による財政効果見込み額の反映により、相当程度の収支改善が図られる。
 特例措置が全て終了する年度においては、未だ財源不足が発生する見込みとなるが、特例期間内での収支改善を踏まえた将来負担軽減対策などにより、その縮減・解消に向けた取組みを継続するものである。

その5

市債、基金残高の推移(1/2)

(1) 市債残高の推移

市債残高の推移



建設事業債	58,179	57,792	56,805	56,387	55,692	55,163	52,011	49,050	45,670	41,601	37,867	34,408
合併特例債	18,338	22,462	25,614	28,996	31,821	34,348	32,125	29,524	26,560	23,227	19,894	16,600
臨時財政対策債等	20,068	20,947	21,754	22,429	22,913	23,452	23,837	24,050	24,200	24,264	24,148	23,927
市債残高 計(百万円)	78,246	78,739	78,560	78,816	78,605	78,615	75,847	73,100	69,870	65,865	62,015	58,335
一般財源相当額	19,335	17,862	16,587	15,551	14,542	13,663	13,792	14,147	14,403	14,105	13,834	13,543
一般財源相当額の割合	24.7	22.7	21.1	19.7	18.5	17.4	18.2	19.4	20.6	21.4	22.3	23.2
起債制限比率	12.9	11.3	10.0	9.1	8.8	8.9	9.1	9.5	9.8	10.2	10.4	10.7
市債残高/標準財政規模	2.0	2.1	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	1.9	1.9	1.8	1.7	1.7
標準財政規模	39,418	38,306	38,648	38,819	39,023	38,614	38,278	37,698	37,289	36,643	35,727	35,281

後年度の償還額が交付税に算入される臨時財政対策債は、累増傾向を見込むが、建設事業債は、特例期間終了後は漸減となる。

また、市債残高の内、一般財源は、合併特例債の累増により一定水準以下での推移が見込まれる。

起債制限比率は、公債費に係る交付税算入額の伸張により漸減が続くものと見込まれ、交付税特例措置の段階的縮減に伴う標準財政規模の縮減により、同比率が大きく上昇することはないと試算される。

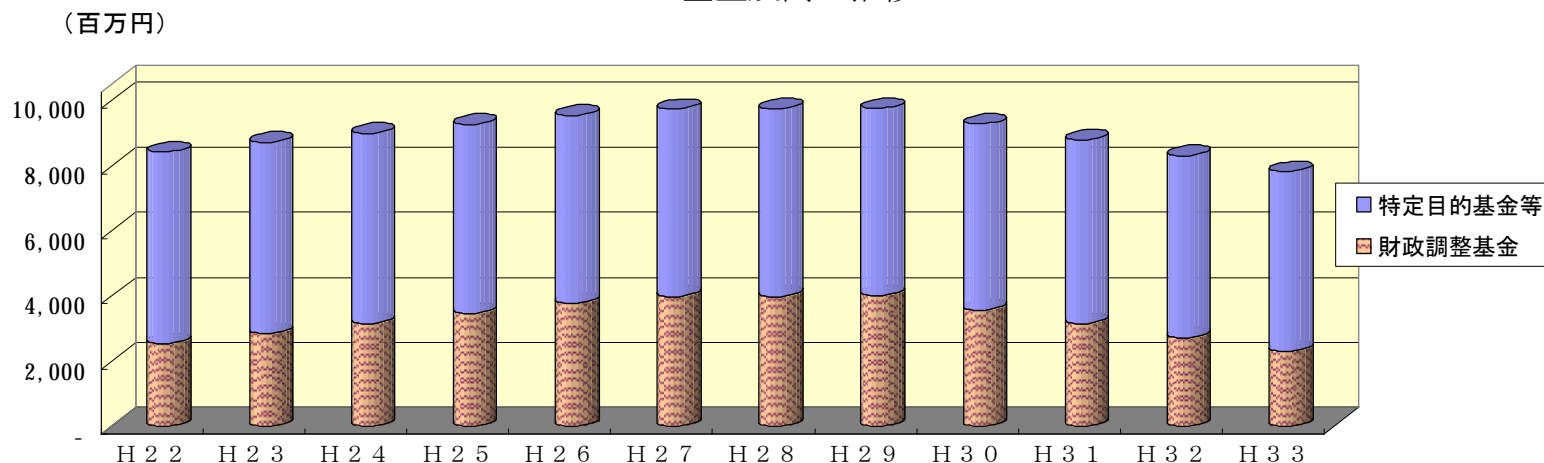
同じく、標準財政規模の逡減下においても、市債残高の割合が上昇することはないと試算される。

その5

市債、基金残高の推移(2/2)

(2) 基金残高の推移

基金残高の推移



財政調整基金	2,529	2,837	3,145	3,455	3,765	3,976	3,988	4,000	3,572	3,143	2,713	2,290
特定目的基金等	5,886	5,878	5,840	5,808	5,769	5,754	5,755	5,756	5,700	5,643	5,586	5,521
地域振興基金	4,000	4,000	4,000	4,000	4,000	4,000	4,000	4,000	4,000	4,000	4,000	4,000
まちづくり基金	334	318	321	322	323	324	325	326	327	327	328	329
公共施設整備基金	242	243	243	244	245	246	246	247	188	128	69	0
社会福祉基金	181	181	181	181	181	181	181	181	181	181	181	181
基金残高 計(百万円)	8,416	8,715	8,985	9,263	9,534	9,730	9,743	9,756	9,272	8,786	8,299	7,810
財政調整基金/標準財政規模	6.4%	7.4%	8.1%	8.9%	9.6%	10.3%	10.4%	10.6%	9.6%	8.6%	7.6%	6.5%
標準財政規模	39,418	38,306	38,648	38,819	39,023	38,614	38,278	37,698	37,289	36,643	35,727	35,281

財政調整基金は、合併特例期間内において標準財政規模の10%程度を目標に積立て、特例期間終了時における投資事業量の確保への活用を見込む。

その6

行革に伴う主な経費の推移と効果額

(1) 主な経費の推移

経費区分	単位(百万円)	H22 (A)	H28 (B)	H33 (C)	増減① (B-A)	増減② (C-B)	増減③ (C-A)	行 革 効 果 等
人件費		11,933	10,696	10,329	▲ 1,237	▲ 367	▲ 1,604	増減① 実施計画（定員適正化）による減
一般財源見込額		10,947	9,813	9,476	▲ 1,135	▲ 336	▲ 1,471	増減② 実施計画後においても遜減を図る
普通建設事業費		9,838	4,144	3,038	▲ 5,694	▲ 1,107	▲ 6,801	増減① 特例期間は相当量の事業を実施（H22, 23は、経済対策により増）
一般財源見込額		1,194	1,101	467	▲ 93	▲ 634	▲ 727	増減② 特例期間後においても、一般財源を投入し一定の事業量を見込む
公債費		※ 8,401	8,195	8,052	▲ 206	▲ 143	▲ 349	※ 繰上げ償還額を控除
一般財源見込額		※ 4,126	2,680	2,406	▲ 1,446	▲ 274	▲ 1,720	増減 合併特例債の交付税算入の伸張に伴う遜減
扶助費		10,129	11,528	11,618	1,399	90	1,489	増減 社会保障経費の自然増の他、保育業務の民間委託拡大を見込む
一般財源見込額		3,106	3,781	3,857	676	76	751	増減③ 保育業務の民間委託拡大に係る一般財源分を +371百万円 と見込む
物件費		8,105	7,763	7,846	▲ 342	83	▲ 259	増減① H22, 23は、経済対策により増加しているため、事業費では減額を見込むが、
一般財源見込額		5,317	5,598	5,718	281	121	402	一般財源見込みでは、民間委託化の推進により増額を見込む
主な経費 計		48,406	42,326	40,884	▲ 6,080	▲ 1,442	▲ 7,522	増減① 扶助費における自然増分を除いた一般財源見込額では、▲ 2,022百万円と試算される
一般財源見込額		24,690	22,974	21,925	▲ 1,717	▲ 1,049	▲ 2,766	増減③ 扶助費における自然増分を除いた一般財源見込額では、▲ 3,146百万円と試算される

(2) 効果額(一般財源ベース)

(単位:百万円)

	削減経費			新規経費 ④	効果額 (③-④)
	人件費①	その他②	小計 (①+②=③)		
行政システムの構築	488	53	541	0	541
事務事業等の見直し	639	465	1,104	718	386
事務事業の見直し	626	399	1,025	718	307
公共施設の見直し	13	43	56	0	56
補助金の見直し	0	22	22	0	22
投資事業の計画的推進	0	1,539	1,539	0	1,539
投資事業	0	93	93	0	93
公債費	0	1,446	1,446	0	1,446
行革分 小計	1,127	2,057	3,184	718	2,466
行革外 増減	8	0	8	452	▲ 444
合 計	1,135	2,057	3,192	1,170	2,022

人件費 (①) : 上表の「主な経費の推移」の人件費
 その他 (②) : 見直し事業等に係る臨時職員の賃金、運営費等
 新規経費 (④) : 民間委託化に伴う委託料等の経費